

国家公務員制度改革とキャリアシステムについて

消費者代表として考える

やまね かおり
山根 香織（主婦連合会会長）

国家公務員法第96条、そして国家公務員改革基本法の第1条に「国家公務員は国民全体の奉仕者」とある。ああそういう定義であったか、とあらためて思う。国家公務員は“特別に偉い人”でも“政権を担う政府に奉仕する人”でもなく、「国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する人」であると記されている。今一番の課題は行政が「国民目線」に立ち返ることであり、国民重視社会構築に向けて力強く働くことが望まれる。



基本法は「公務員制度を社会経済情勢の変化に対応させることが喫緊の課題」であり、「一人一人が国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って職務を遂行する」とその目的を示している。責任感と誇りを失くした人たちが汚職をし、年金の記録をでたらめにし、食用にはいけない事故米穀の不正流通を見逃した。不祥事の連続から見ても公務員の質の低下は明らかであり、そこで発生する税金の無駄遣いを考えると怒りがおさまらない。

組織全体の信頼回復と質の向上のためには、体制を見直し志の高い多様な人材を集めることが必要なのは明らかである。そして彼らの能力や実績を適正に評価する人事制度改革が速やかに実施されるべきである。でないと悪い連鎖で公務員への志願者が減り優秀な人材が他へ流れ、職員の仕事に対する意欲を低下させるのではないかと心配だ。ファイトある者が理想とのギャップに失望するようなことがなく、成果を積んで認められていくためには、長く問題と指摘されながら延々と続いてきた官僚制度を抜本的に変える必要があるのだろう。

採用の際の1回の試験でその後の昇進が約束される仕組みを見直すことは重要であり、このシステムの廃止等を目的とする法律が成立したことはたいへん歓迎される。しかしながらこの基本法の第6条に定める「総合職・一般職・専門職」の試験内容の制度化は、キャリアシステムの廃止となっておらず、逆にキャリアシステムの制度化、ないしは定着化を図るものと考えられ妥当なものとは思えない。現行の人事院規則の制度化、キャリアシステムの法制化である。定義から見ると、総合職試験に合格することがキャリア確保の最短距離にあることが明確であり、やはり初めの試験でキャリアを作ろうとしていることが見てとれる。現行の体制にメスを入れ、大きく転換しようという意図は感じられない。

国家公務員の採用については、様々な方策の検討が必要であろう。民間企業からの採用、一定の資格保有者（弁護士、建築士等）からの採用、各種の運動体（消費者団体等）から

の採用、大学教員からの採用、等について幅広く検討すべきである。新しい空気をいれ、刺激の中で成果を出し合って行政の質を向上させてほしい。また、種採用試験合格者が特定の大学の卒業生に偏りすぎている現状にも問題はないだろうか。偏りの理由の整理と試験問題の検討も必要ではないか。

今、社会では食の安全を脅かす問題が次々と起こり、また悪質商法や製品事故も減らず、物価は高騰し、格差社会と呼ばれる中で国民は大きな不安に包まれている。私たち消費者団体は、消費者問題の被害防止と救済に迅速に働く「消費者庁」の設置を長く求めてきた。誰もが安心して暮らせる社会のために、速やかな問題解決が望まれる時、度々弊害となってきたのがいわゆる縦割り行政である。省庁の管轄が製品やサービスの分野ごとに分かれていて対応がばらばらであることから、例えば事故情報の報告や共有がスムーズでなく、対応が遅れて被害が広がったり、問題がたらい回しにされたりこぼれ落ちたりすることがあり、その度に私たちは改善を求めてきた。新しい組織ができて、消費者行政の強い司令塔として機能を発揮することで、安全・安心な社会を構築してほしいと強く願っている。しかしそもそも各省庁が「国民目線」「国民・消費者重視」を貫かないのがおかしい。国民はすべからず消費者であり、消費者の権利は国民の権利に通じる。被害が広がってから対応策を考えるのではなく、感度を上げて踏み込んだ対策を早くにとる体質に変わってほしい。また優良な企業による健全な競争が経済を発展させる。そうした社会を国民は望んでいる。

この基本法では、国家公務員は「議院内閣制の下、内閣、首相、各大臣の補佐をすること」となっているが、消費者の権利は時の内閣の政策によって左右されるものであってはならない。従って消費者行政機関の公務員は、本来補佐役でなく独立したものであることが望ましいが、少なくとも消費者の権利を基本とする法制度と消費者を取り巻く経済社会の状況について専門知識を有し、緊急時等に強力かつ迅速な対応が実施されなければならない。

他の行政についても、一定の行政機関と法律の関係を前提とした人員の育成と配置は必要である。扱ったことのない、あるいは勉強していない分野について、キャリアであることで就任することには問題がある。例えば消費者行政の専管局である国民生活局長に、消費者行政の経験が全くない人が就任すること、労働行政の経験のない厚労省の人が労働担当の局長に就任することなどは問題であり、特に省庁が統合する場合など、どういう配置とするかはしっかりした議論が必要である。

いずれにしても一部の国家公務員が、最初からキャリアとしての「特権意識」を持つことのない仕組みの構築が必要で、数度の上級職への選出のチャンスもなくてはならない。スタートの時点から固定された人事システムの枠の中でどれだけ競争意識を高め果敢に仕事に取り組めるかは疑問である。行政の各担当が自らの役割や範囲を自覚して仕事することは正しいと思うが、保身に走らず、時には法の解釈や枠を超えてでも「国民のため」を追及し奔走するような公務員が増えることで信頼は回復され、安心社会が構築されると考える。